

「ホームページによる行政情報の提供状況に関する調査」改善通知に対する回答(改善措置状況)の概要

近畿管区行政評価局(局長:平野 真哉)は、令和3年7月から4年3月にかけて、近畿管内に所在する代表的な国の行政機関のホームページについて、国民に必要・有益な情報が適切な時期に最新の内容で分かりやすく提供されているか、障害者や高齢者を含め誰もが閲覧しやすいものとなっているか等の観点から、行政情報の提供状況、利便性(ウェブアクセシビリティ^(注)の対応状況等)について調査を行い、改善すべき事項が認められた関係機関に対し、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

今般、関係機関から通知に対する回答がありましたので、その概要を公表します。

(注)ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。



読み上げソフトを
使用する視覚障害者
(イメージ)



照会先



総務省 近畿管区行政評価局
評価監視部 第2評価監視官 小松

電話:06-6941-8905

E-mail: knk21@soumu.go.jp

URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>



(ホームページ)

改善措置状況(回答)の概要① 行政情報の提供状況



時宜を得た情報提供・提供内容の最新化

【調査結果】

時宜を得た情報提供と提供内容の最新化が図られていない事例が、**14機関**でみられた。

(うち、9機関は、当局の指摘により令和4年2月15日(以下「基準日」という。)までに改善済み)

- **改善措置が必要な機関は、5機関**

<改善措置が必要な事例>

事例① 報道発表資料が速やかに掲載されていない。(3機関)

事例② 期日経過後の情報が適切に更新されていない。(2機関)

事例③ 5年以上更新していないページがある。(2機関)(事例①と重複)

【通知内容】

- **改善措置が必要な5機関**に通知

・時宜を得た情報提供と提供内容の最新化が図られていない事例について、速やかに改善を図ること

- **事例がみられた14機関全て**に通知

・ホームページの管理運営に係る規程等の中で、i)報道発表資料の提供方法、ii)定期的・組織的な点検・見直し等の実施、iii)提供内容の最新化等の事項を定め、実施するよう検討すること

・職員研修の実施等を通じ、時宜を得た情報提供と提供内容の最新化を周知徹底すること

【改善措置状況】

- 改善措置が必要な5機関中、**4機関**で改善が図られた。(注1)

<主な改善例>

事例① 報道発表資料を公表日にホームページに掲載(3機関**全て**で改善)

事例② 期日経過後の情報について、終了等の追記を実施(2機関**全て**で改善)

事例③ 更新が停滞していたページを最新の情報に更新(2機関中、**1機関**で改善(注1))

- 事例がみられた14機関**全て**で改善

・**ホームページの管理運営に係る規程等**に、必要事項等を規定するなどして、時宜を得た情報提供等を実施

- 事例がみられた14機関中、**13機関**で改善(注2)

・職員研修の実施等を通じ、**Webサイトガイドライン**に定められた**時宜を得た情報提供と提供内容の最新化等**について**職員に周知徹底**

(注1)未改善の機関は、自機関の職員では技術的に改善が困難なため、予算措置後、令和5年度に改善予定

(注2)未改善の機関は、令和5年6月までに改善予定

改善措置状況(回答)の概要② ウェブアクセシビリティ等への対応状況



ウェブアクセシビリティの確保

【調査結果】

ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が、**17機関**のホームページで**38事例**みられた。(うち、18事例は、当局の指摘により基準日までに改善済み)

- **改善措置が必要な事例は、14機関**のホームページで**20事例**

<改善措置が必要な主な事例>

事例① 本文へジャンプできる機能が適切に機能していない。(4機関)

事例② 設定の不備により、サイト内検索フォームの目的について、視覚障害者が理解できないおそれがある。(3機関)

【通知内容】

- **改善措置が必要な14機関**に通知

・ウェブアクセシビリティが確保されていない事例について、速やかに改善を図ること

- **事例がみられた17機関全て**に通知

・定期的・組織的な取組等によりウェブアクセシビリティの確保に努めること

・職員研修の実施等を通じ、ウェブアクセシビリティに関する必要性を認識させ、知識の習得を図ること

【改善措置状況】

- 改善措置が必要な14機関(20事例)中、**10機関(14事例)**で改善が図られた。(注3)

<主な改善例>

事例① ホームページの編集権限を有する本省庁において、**ジャンプ機能が適切に機能**するように改善(4機関**全て**で改善)

事例② 読み上げソフト利用時に、**検索フォームであることが理解**できるよう改善(3機関**全て**で改善)

- 事例がみられた17機関中、**15機関**で改善(注4)

・定期的に読み上げ状況を確認するなど、**ウェブアクセシビリティを確保するための取組**を実施

- 事例がみられた17機関中、**13機関**で改善(注4)

・ウェブアクセシビリティ**研修の実施**等を通じ、職員が必要性を**認識**し、**関連知識**を習得

モバイル端末による閲覧への対応

【調査結果】

スマートフォン等のモバイル端末による閲覧に対応していない。**(7機関)**

【通知内容】

できるだけ速やかにモバイル端末による閲覧への対応措置を講ずること

【改善措置状況】

- 7機関中、**6機関**で改善(注3)

・ホームページの改修により**モバイル端末による閲覧への対応**を措置

(注3)未改善の機関は、自機関の職員では技術的に改善が困難なため、予算措置後、令和5年度以降に改善予定

(注4)未改善の機関は、令和5年度に改善予定